

Title	表紙 目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.10 (1955. 10)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19551001--001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌

慶應義塾經濟學會
十月號

論說	社會保險の現状とその改正計畫……………園 乾治(一)
資料	「同一労働同一賃金」の原則と婦人労働問題……………黒川 俊雄(三)
	西ドイツ中世における“Bauerntum”の形成 ——Codex Laureshamensisを中心として——……………宇尾野 久(四七)
	保険商品説の研究……………庭田 範秋(六三)
	書評及び紹介
	經濟學關係文献目錄

第四十八卷 第十號

昭和二十五年十月十一日發行
昭和二十六年二月十三日發行
昭和二十六年十月二十四日發行
第三種郵便物認可
特別掛札承認
第一日九〇三號

昭和二十五年十月二十四日發行
昭和二十六年九月十三日發行
第三種郵便物認可
特別掛札承認
第一日九〇三號

三田學會雜誌 昭和三十年九月號

定價 金七〇圓 (送料別)

MITA GAKKAI ZASSHI (Mita Journal of Economics)

Vol. 48, No. 9

September, 1955

CONTENTS

	Page
The Transport Theory of Alfred Marshall	K. Masui (1)
Material	
Agrarian Problems in Soviet Union	K. Kiga (25)
A Note on the "Speculative-Constellation" of German Sociology of Today	I. Ishizaka (36)
On the Statistics of the Registered Population at the Era of Meiji Restoration	A. Hayami (47)
A Note on the "Feudality of Land Ownership" after the Land Reform	A. Hirano (56)

Reviews and Notes

Published for
KEIO-GIJUKU KEIZAI GAKKAI
(The Keio Economic Society)
Editorial communications to be sent to
the Editor, Keio-Gijuku Keizai Gakkai,
Keio-Gijuku University,
Mita, Minato-ku, Tokyo, Japan
Price 70 yen

書評及び紹介

勝部元著『現代のファシズム』……………	飯田鼎(七)
W・C・ベホーテガイ『自動車タイヤ業界における再販賣價格維持制度』……………	片岡一郎(八)
ポール『社會主義社會の國民所得』……………	加藤寛(八五)
社會政策學會編『賃労働における封建性』……………	北原勇(八八)

社會保險の現状とその改正計畫

園 乾 治

一 は し が き

今度の特別國會においては、一連の社會保險の改正に關する法案が審議せられた。可決せられたのは日雇労働者健康保險、國民健康保險、失業保險、勞災保險の四つで、そのほか社會保險三法と稱せられる健康保險、厚生年金保險、船員保險の改正も提案せられたが、兩院を通過するに至らず、審議未了で握り潰された。従つて今回の國會に同じような改正が企てられるとしても、別個の法案を作成しなくてはならないであろうが、これ等の法案の審議の経緯は、單に過去の記録としてばかりでなく、將來を卜する方便ともなるであろうと思われるから、敢てこれを採り上げて考察することにした。

次に可決せられた四つの保險のうち、日雇労働者健康保險と國民健康保險とは厚生省の所管、失業保險と勞災保險とは労働省の所管であり、尙、國民健康保險の改正は唯一の議員提案であり、他はいずれも政府提案である。そして日雇労働者健康保險と國民健康保險とを除いては、いずれも保險財政の窮狀を克服するために、收入を増加するか、支出を節減する一方または双方の手段を實現することを目的とするものである。